

承認第9号

山口東京理科大学薬学部増築工事（A棟建築主体工事）請負契約の一部
変更に関する専決処分について

山口東京理科大学薬学部増築工事（A棟建築主体工事）請負契約の一部変更
について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分し
たので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成30年5月22日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

山口東京理科大学薬学部増築工事（A棟建築主体工事）請負契約の一部変更について

請負契約金額「2,346,829,200円」を
「2,362,392,000円」とする。

平成30年3月30日

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

専決処分理由

当該工事を執行するに当たり完成期限の変更及びこれに伴う請負金額の増額の必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分するものである。

(参考)

○変更前契約

- 1 契約の目的 山口東京理科大学薬学部増築工事（A棟建築主体工事）
- 2 工事場所 宇部市大字東須恵字波多野開作3761番他 地内
（山陽小野田市 山口東京理科大学構内 地内）
- 3 契約の方法 指名競争入札
- 4 請負契約金額 2,346,829,200円
- 5 契約の相手方 山口東京理科大学薬学部増築工事（A棟建築主体工事）
嶋田工業・ヘキムラ興業特定建設工事共同企業体
嶋田工業株式会社
代表取締役 嶋田 栄作